

令和7年6月18日14時00分
兵庫県 加古川市
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

「全国初の事例！」

加古川の賑わいづくりで地域の活性化へ

～加古川河川敷でRIVASITEにより河川利用の規制を緩和し、都市・地域再生等利用区域を指定～

近畿地方整備局は、加古川市からの要望により、河川敷地占用許可準則に基づいて、全国初の事例となるRIVASITEを適用した「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川空間のオープン化）を、令和7年6月27日付けで行います。

このたび、指定書の伝達式を開催しますので、お知らせするものです。

○今回の河川空間のオープン化により、加古川河川敷緑地河原地区等において民間事業者による店舗営業等が可能となり、RIVASITEにより、長期間にわたる河川占用が可能となるため、より一層河川区域が賑わい、将来にわたっての持続的な地域の活性化につながることを期待されます。

○加古川市では、河川空間のオープン化に向けて、令和3年度以降、地域意見を調整する協議会を開催し、また、加古川の河川区域で社会実験イベントを計61回開催して約35万人の集客をするなど、地域の賑わいづくりに取り組んできたところです。

【伝達式について】

日時：令和7年6月27日（金） 午前10時から
場所：加古川市役所 本館3F 秘書室会議室
取材：写真撮影等を希望される際は事前に問合先①までご連絡ください。

【添付資料】

別紙1：伝達式次第
別紙2：加古川市かわまちづくりの概要
別紙3：河川空間のオープン化・RIVASITEについて

<取扱い>

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ、加古川記者クラブ

<問い合わせ先>

- ①伝達式、加古川市かわまちづくりに関すること
加古川市 市民協働部 市民活動推進課 副課長 村上 尚輝 電話 079-427-9764（直通）
- ②RIVASITE、河川空間のオープン化の制度に関すること
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 占用調整管理官 井谷 能之（内線501）
電話 079-282-8211（代表）

加古川市かわまちづくり地区における
都市・地域再生等利用区域指定書 伝達式 次第

と き：令和7年6月27日（金）10時00分から
と ころ：加古川市役所本館3階 秘書室会議室

- 1 開 式
- 2 出席者紹介
- 3 出席者挨拶
- 4 事業紹介
- 5 指定書伝達
- 6 記念撮影
- 7 閉 式

基本コンセプト

「駅からの回遊性を生み出す新しい日常空間の創造」

事業効果

①住みたくなるまち ②遊びに行きたくなるまち ③安全・安心なまち

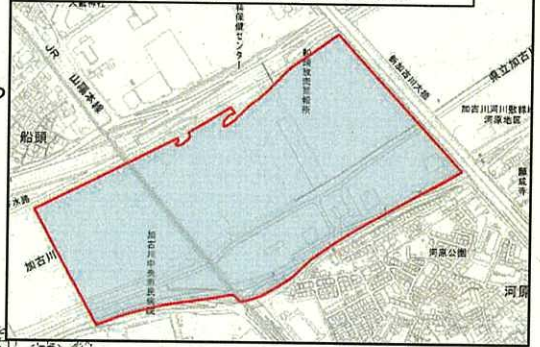
事業期間

令和5年度～令和9年度

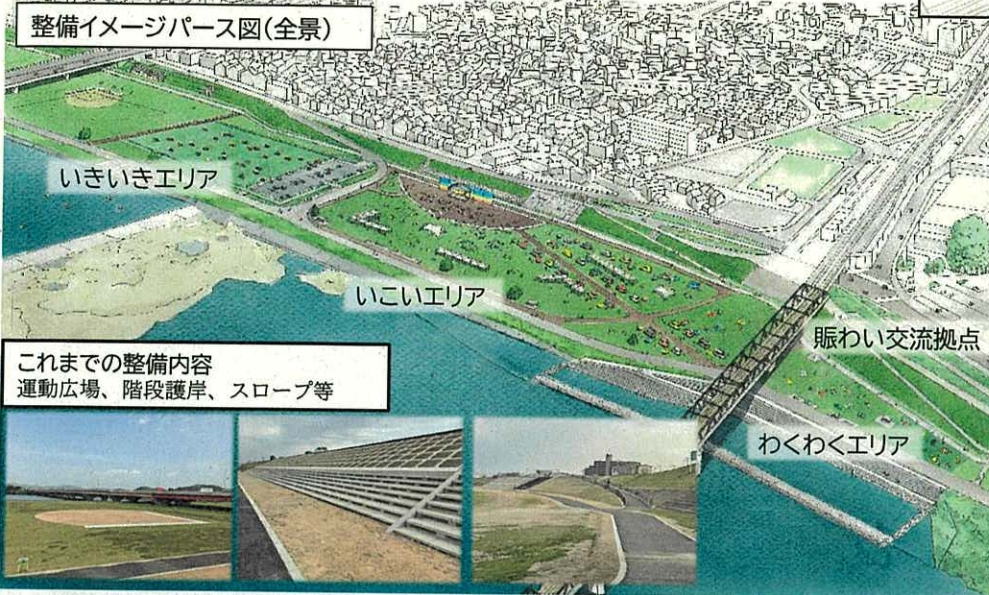
施設整備内容

賑わい交流拠点、広場、階段護岸、バリアフリー坂路、親水護岸、園路等

都市・地域再生等利用区域の指定箇所図



整備イメージパース図(全景)



いきいきエリア

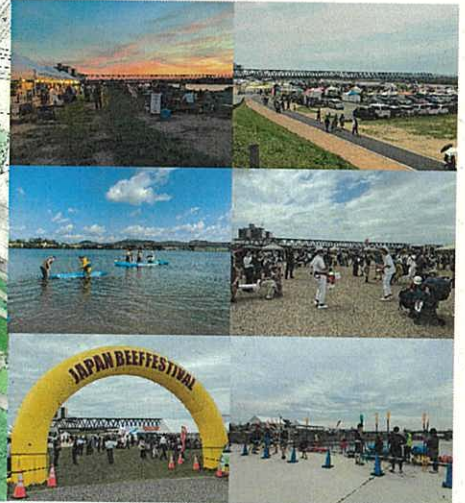
いこいエリア

賑わい交流拠点

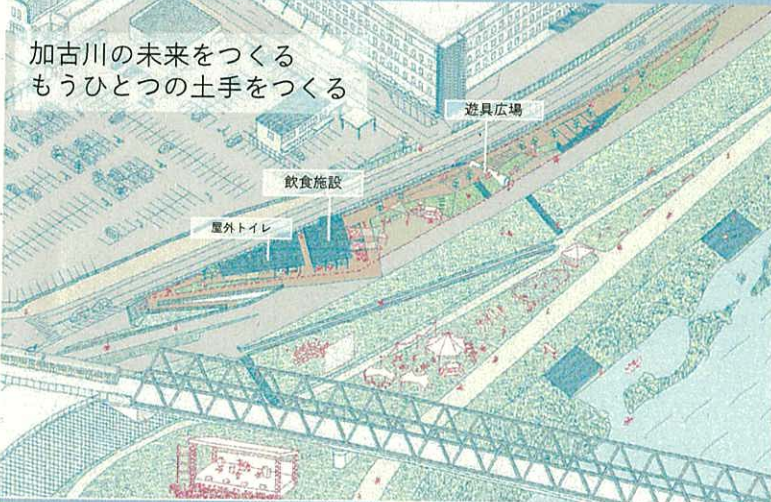
わくわくエリア

これまでの整備内容
運動広場、階段護岸、スロープ等

河川敷イベントの様子



加古川の未来をつくる
もうひとつの土手をつくる



遊具広場

飲食施設

屋外トイレ

リバーサイドカフェ
川辺・河川敷のアクティビティを
楽しめる。電灯もよく見える。

タープ
気候の変化やイベント活動に伴い、調整するテント。

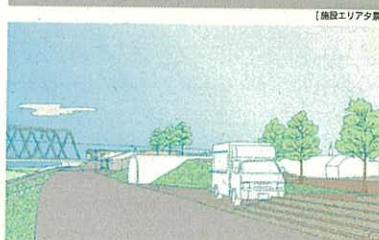
リバーサイドカフェ
河川敷の遊具やグラウンド、緑
路からの視認性が高い。

加古川越しに沈む夕日
リバーサイドカフェ内からでも加古川
越しに沈む夕陽を眺めることができる。

もうひとつの土手
河川敷の土手から事
業開始前と完成後の
土手が連続する。



【河川敷から】



【施設エリアから】

【遊具広場と土手広場】

【イベント時のキッチンカー出店】

整備運営事業者

SAVE KAKOGAWAコンソーシアム
代表企業 株式会社ムサシ (加古川市)
構成員 前川建設株式会社 (加古川市)
株式会社クル (大阪市)

基本コンセプト

- ・加古川の未来をつくる
- ・もうひとつの土手をつくる

目的・事業方針

- 1 加古川市全体の魅力を高めていくこと
- 2 川に親しむきっかけをつくること
- 3 子育て世代の居場所となること
- 4 長く使い続けられる場となること

提案内容の概要

ゾーン名	施設	内容
民間ゾーン	・リバーサイドカフェ ・屋外シャワー ・土手広場	・飲食施設 ・シャワー施設 ・野外イベント等にも活用可能
公共ゾーン	・屋外トイレ ・みんなの洗い場 ・遊具広場	・男性用、女性用、多目的トイレ ・多目的に利用できる屋外の洗い場 ・地形を活かした遊具等

今後のスケジュール (予定)

日程	内容
令和7～8年	協議・設計、盛土整備工事
令和9年	施設建設工事
令和10年4月	全体オープン

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、**平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し**、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、**営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。**
⇒ **河川空間のオープン化**



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 飲食店の川テラス



青森県 川 川空間

オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

河川敷地の更なる規制緩和『RIVASITE』始動!



○河川敷地における更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する“**RIVASITE**”を始動
○更なる民間投資の促進により「地域の活性化」と「河川管理の効率化」を実現

■現状

○河川敷において地域の活性化と河川管理の効率化を両立するにあたっては、以下の課題がある。

- ・ 民間事業者の占用許可期間の上限が10年以内となっており、建築物などを活用した**長期的な経営戦略**がたてられない。
- ・ 民間事業者の占用許可が施設毎となっており、施設周辺も含めた**エリア一体での経営戦略**がたてられない。
- ・ 民間事業者にとって建築物などの**占用が可能**なサイトが分からない。
- ・ 民間事業者による**収益を河川管理施設に還元する仕組み**がない。

■RIVASITEの概要

○更なる規制緩和※

- 占用期間満了後の更新を保証
(ex. 10年→10年+10年)
- 民間事業者による占用範囲を**施設毎の占用からエリア一体の占用に拡大**

河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリストの公表

(民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表)

※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

規制緩和の対象サイト (河川裏)

【ポテンシャルリストの公表】

河川番号	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	河川管理・整備	更新期間
○	○	○	○	○	○	○	○

※公表イメージ

【河川管理施設整備や清掃・除草に充当】

※イメージ